

令和3年第12回農業委員会議事録

令和3年12月27日

下妻市農業委員会

令和3年第12回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和3年12月27日(月) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 現況証明書の交付決定について

第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について

第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業)

第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画(案)に対する意見について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主査 飯塚 美紀子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 中山基君)

ただいまから、令和3年第12回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は17番 木村一巳君、18番 森楨雄君の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、9件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、平方地内、2筆、田、合計3,266㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が11月の報告第5号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、大木地内、2筆、田、合計1,982㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が11月の報告第5号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、大園木地内、畑、1,259㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が11月の報告第5号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、原地内、5筆、田畑、合計8,834㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が11月の報告第5号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、北大宝地内、畑、1,320㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、加養地内、畑、1,100㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。10月の農業委員会総会において、農地の買受適格証明書を交付した、公売による農地の売買でございます。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧ください。

処理番号7号、申請地、五箇地内、畑、1,258㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、高道祖地内、2筆、田、合計1,683㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。9月の農業委員会総会において、農地の買受適格証明書を交付した、公売による農地の売買でございます。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、二本紀及び今泉地内、9筆、田畑、合計8,422㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号1号：齋藤委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約1.7kmにあり、水稻の稲刈り後で管理されてきました。12月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：栗島委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、大宝駅から北西へ約1.1kmにあり、水田できれいに耕運されてきました。12月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：杉田委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから北東へ約600mにあり、休耕でしたがきれいに管理されてきました。12月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：小島委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から南東へ約2.3km圏内にあり、水稻の刈取り後でした。12月23日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェ

ックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号：白井委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南西へ約750mにあり、梨の作付けがされていました。12月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：木村委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南西へ約1.3kmにあり、麦の刈取り後できれいに管理されていました。12月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号：中島委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約2kmにあり、きれいに管理されていました。12月24日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号：塚田委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から西へ約800mにあり、麦の作付けがされていました。12月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号：野村委員

議案第1号 処理番号9号について報告いたします。申請地は、総上小学校から南西へ約1.8km圏内にあり、1筆は休耕でしたが、その他は水稻や野菜の作付けがされていました。12月21日、現地

調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人及び譲渡人に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。はい、齋藤委員。

齋藤委員

処理番号2についてですが、土地表示欄に土地の地番以外に一時利用地の表示がされていますが、どういうことでしょうか。

議長（会長 中山基君）

事務局、お願いします。

事務局（渡辺広行君）

はい。齋藤委員のご質疑にお答えいたします。処理番号2の土地は、大宝沼地区圃場整備区域内にありまして、まだ事業の換地が完了されておられませんので、土地の表示及び所有権移転においては、従前地である登記簿上の土地表示になりますが、現況は圃場整備の工事自体は終了しておりますので、土地の場所が変わっております。そのため、現況を示す上で一時利用地の表示も括弧書きで記載させていただきました。よろしくお願いたします。

議長（会長 中山基君）

はい。他に発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、8件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、半谷地内、畑、372㎡、申請理由は、譲渡人が転用許可を受けたものの、計画が頓挫した申請地への、自己住宅の建築でございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、加養地内、田、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、小島地内、3筆、田畑、合計1,259㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、事業所に近い申請地に、資材置場を設けるものでございます。

5ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、皆葉地内、畑、211㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、北大宝地内、5筆、畑、合計2,434㎡、申請理由は、住環境が良好な申請地に、建売住宅を建築するものでございます。

6ページ並びに、参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、鬼怒地内、畑、350㎡、申請理由は、譲渡人が転用許可を受けたものの、計画が頓挫した申請地への、自己住宅の建築でございます。

参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、本宗道地内、2筆、畑、合計490.17㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の15ページをお開き願います。

処理番号8号、申請地、福田地内、畑、907㎡、申請理由は、転用許可を受けた資材置場用地への進入路兼駐車場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認及び、浄化槽による排水について、江連八間土地改良区の施設使用承認を受けております。

続きまして、参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

ます。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認及び、浄化槽による排水について、江連八間土地改良区への施設使用承認を受けております。

続きまして、参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済となっております。

議案書は5ページ、参考資料は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、宅地開発事業に関する協議が申出済となっております。また、盛土条例に基づく許可が申請済となっております。

議案書は6ページ、参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号7号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、15ページ・16ページをお開き願います。

処理番号8号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号：栗島委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から北東へ約500mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人及び譲渡人に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：木村委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から西へ約200mにあり、休耕でしたが、管理されていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人及び譲渡人に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：京空委員

議案第2号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、総上小学校から東へ約500mにあり、1筆は耕作しておらず雑草が繁茂しておりましたが、その他は水稻の作付けがされていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人2名には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：中島委員

議案第2号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約1.3kmにあり、きれいに管理されていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号：白井委員

議案第2号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、大宝保育園から北へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12月22日、地区委員3名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人5名には電話と自宅訪

問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます

処理番号6号：柴崎委員

議案第2号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、クリーンポートきぬから南西へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人、共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号：小島委員

議案第2号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻千代川支店から北西へ約250mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。12月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号：篠崎委員

議案第2号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、大宝駅から北西へ約550mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。12月22日、地区委員3名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、進入路兼駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

7ページをご覧願います。

議案第3号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、3件の願出であります。非農地証明は、非農地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの、又は原状回復命令を受けていないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、田下地内、畑、474㎡、住宅敷地となった土地が約44年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

処理番号2号、願出地、半谷地内、田、1,065㎡、山林となった土地が約36年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

処理番号3号、願出地、皆葉地内、2筆、畑、合計115㎡、住宅敷地となった土地が約23年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：小島委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、ヘキサホールきぬから東へ約600mにあり、住宅敷地として利用されていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として約44年間利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：栗島委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。願出地は、砂沼広域公園野球場から北東へ約300mにあり、山林として利用されていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林として約36年間利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号：中島委員

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。願出地は、大形小学校から南西へ約1.3kmにあり、住宅敷地として利用されてきました。12月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として約23年間利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第4号の別紙をご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定につきましては、年3回、設定しております。今回は、農用地利用集積計画の12月分設定であります。農地法によらない農業経営基盤強化促進法による貸借権及び使用貸借権の設定であります。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第4号、令和3年度農用地利用集積計画（案）の資料をご覧ください。こちらは通常利用権の令和3年12月設定分でございます。

お手元の議案第4号の資料をご覧ください。表紙と次の1枚を飛ばし、3枚目の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

表の上段は新規分で、貸借期間が3年、6年、10年とありますが、利用権設定面積全体では、田が217筆、419,316.00㎡、畑が129筆、159,748.55㎡、合計346筆、579,064.55㎡で、貸人は131名、借人は65名、貸借の開始は令和4年1月1日からでございます。

表の中段は更新分で、利用権設定面積全体では、田が104筆、244,977.00㎡、畑が49筆、61,691.00

m²、合計153筆、306,668.00m²で、貸人は72名、借人は55名、貸借の開始は同じく令和4年1月1日からでございます。

最後に表の下段は権利の移転分で、父から子に耕作者を変更するため、所有者3人分、田が3筆、6,703m²、畑が3筆、5,079m²、合計6筆、11,782m²の耕作権の移転を行うものでございます。

内容につきましては、次の1ページをご覧ください。表の左から利用権設定者、利用権設定農用地、利用権の設定を受ける者、設定する利用権の内容となっており、以下32ページまでございまして、賃借料につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。これによりまして、こちらには記載がありませんが、令和4年1月1日からの利用権設定面積は下妻市全体で1,494haとなり、そのうち、認定農業者への集積面積は1,201haとなっております。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第5号の別紙をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）につきましては、農地を貸したい農家から、機構が借り受けて、中間管理権の設定をするための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第5号、令和3年度農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。こちらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地

利用集積計画でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項におきまして、「市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますので、本日議案として上程するものでございます。

それでは、お手元の議案第5号の資料をご覧ください。3枚目を開き、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

今回、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する農地につきましては、田が112筆、250,147.97㎡、畑が121筆、142,487.23㎡、合計いたしますと、233筆、392,635.20㎡となり、貸人は89名、借人は茨城県農林振興公社で、今月末に公告をし、開始は令和4年3月1日となり、期間は10年間でございます。内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一覧をご覧ください。左から利用権設定者、利用権設定農用地、設定を受ける者、設定する利用権の内容となっております。以下15ページまで233筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第6号の別紙をご覧ください。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する意見については、中間管理機構より提出を求められた農用地利用配分計画（案）について、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第6号、令和3年度農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項におきまして、「市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっておりますので、本日、議案として上程したものでございます。

お手元の議案第6号の資料をご覧ください。

3枚目をお開きください。農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。まず、表の上段でございますが、新規分につきましては、貸借期間が10年で、配分面積は田が112筆、250,147.97㎡、畑が121筆、142,487.23㎡、合計233筆、392,635.20㎡、地権者が89名、配分を受ける者が30名でございます。こちらにつきましては、議案第5号にてご承認いただいた公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得した農地を受け手に配分するものでございます。

続きまして、表の下段の再配分につきましては、受け手の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。貸借期間が6通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の配分面積は田が57筆、95,024㎡、畑が0筆、計57筆、95,024㎡で、地権者が40名、配分を受ける者は9名でございます。内容につきましては、次の1ページから23ページまでの農用地利用配分計画一覧の記載のとおりでございます。

なお、本配分計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

9ページをご覧ください。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回2件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、柴地内、2筆、田、合計2,342㎡の内、40㎡、横断暗渠改修工事に伴う作業ヤードとして一時転用したく、下妻市より届出されたものであります。去る、11月26日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、高道祖地内、7筆、田畑、合計7,764㎡の内、845㎡、下水道工事に伴う仮設ヤードとして一時転用したく、下妻市より届出されたものであります。去る、11月29日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

10ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、田下地内、2筆、田、合計2,781㎡で、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る11月16日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、小島地内、3筆、畑、合計854㎡

届出番号3号、届出地、小島地内、畑、185㎡

届出番号4号、届出地、小島地内、畑、401㎡

11ページをご覧ください。

届出番号5号、届出地、小島地内、2筆、畑、合計662㎡

届出番号6号、届出地、小島地内、畑、457㎡

届出番号7号、届出地、小島地内、2筆、畑、合計362㎡

届出番号2号から7号の内容につきましては、届出番号1号と同様であり、同じく、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

12ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、12ページから38ページまで116件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。
以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
皆さんから何かございましたらご発言願います。

(発言なし)

議長(会長 中山基君)

以上を持ちまして、令和3年第12回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なるご審議ありがとうございました。

(午後2時33分閉会)

議 長

署名委員

署名委員
